門司 保税

オンライン保税研修

（内部監査人編）

令和６年10月

監視部保税地域監督官

本日の内容

１　自主管理制度と社内管理規定（ＣＰ）

◆自主管理制度の基本的な考え方　～　CPの目的・概要

２　貨物管理者と貨物管理

◆貨物管理者とは　～　内部監査との関係

３　内部監査について

◆内部監査の目的など

４　内部監査のポイント

５　非違・指摘事項

６　本日のまとめ

１　自主管理制度と社内管理規定（ＣＰ）

１　自主管理制度と社内管理規定（ＣＰ）①（ＣＰ導入に係る経緯）

◆ 昭和46年以前

搬出入の際、**税関に届出が必要**

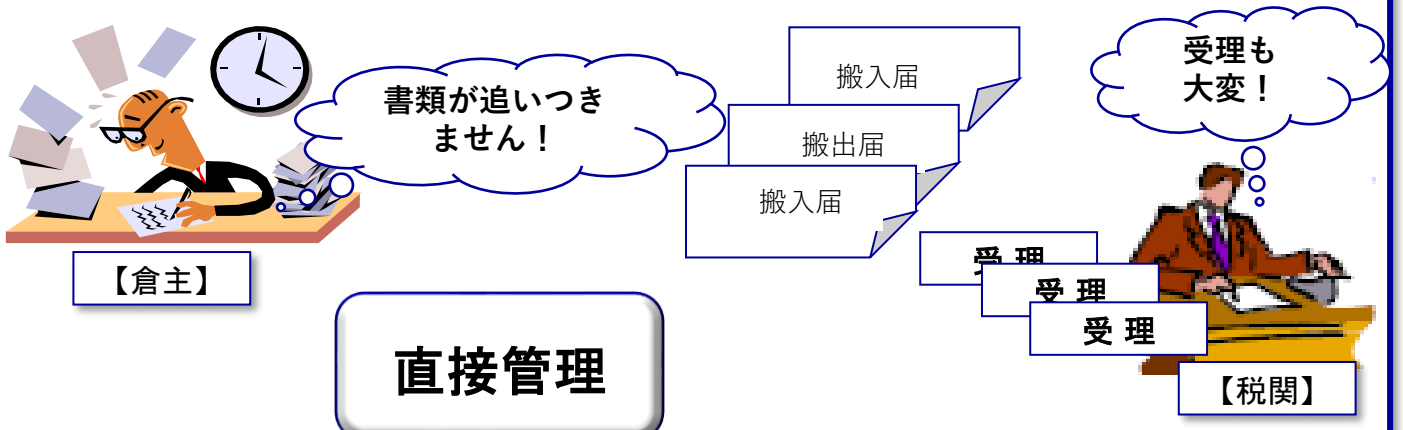

① 昭和46年　自主管理の
　　トライアル的導入

② 昭和47年　**自主管理制度導入**

③ 平成　4年　CP整備の指導開始

④ 平成　9年　**完全自主管理制に移行**

⑤ 平成12年　CP整備を基本通達化

直接管理

間接管理

ＣＰ：Compliance-Program（社内管理規定）保税地域における適正な貨物管理体制を確保し、これにより関税関係法令の適正な履行を確保するため倉主が整備しなければならない規則。社内管理規定においては、責任体制の明確化、貨物管理手続体制、貨物保全体制、教育訓練体制及び評価・監査制度の整備等を定める必要がある。

1　自主管理制度と社内管理規定（ＣＰ）②（自主管理の基本的な考え方 ）

門司 保税

【自主管理の基本的な考え方】

倉主等 ⇒ 貨物管理者
⇒ 指定保税地域では「貨物を管理する者」
⇒ 許可保税地域では「被許可者」

◇ 税関は倉主等が、
- 関税関係法規のルールを遵守するという信頼感を持ち、
- 保税地域内に搬出入される貨物及び蔵置される貨物の保税手続上の管理が倉主等によって自主的に的確に行われることを期待

◇ 倉主等は
自己の責任を自覚し、ルールに従い、保税手続を自主的に処理

つまり、自主管理制度において、

◆倉主等は、上記の基本的な考え方に基づいて、
- 搬出入、取扱い等の**外国貨物の管理を適正に行い**、それらの**事実を迅速、かつ、的確に記帳**

◆**税関は、**事後又は臨時的において、
- 倉主等が**記帳した内容を点検し、自ら定めたルールに沿った貨物管理状況の的確性を確認**

１　自主管理制度と社内管理規定（ＣＰ）③（ＣＰの目的）

◆　自主管理制度において、
　貨物管理者は、**自ら策定したルール**に沿って、搬出入、取扱い等の貨物管理を適正に行い、それらの事実を迅速、かつ、的確に記帳することになります。

つまり、CPのこと！

◆ **CPの目的（基本通達34の2－9）**

- 保税地域の企業内における**適正な貨物管理体制を確保し**、
- もって関税法その他関係法令に規定する**税関手続きの適正な履行を確保**する観点から、

社内管理規定を整備すること。

1　自主管理制度と社内管理規定（ＣＰ）④（ＣＰの概要）

全ての項目が1つになることによって、適正な貨物管理が可能

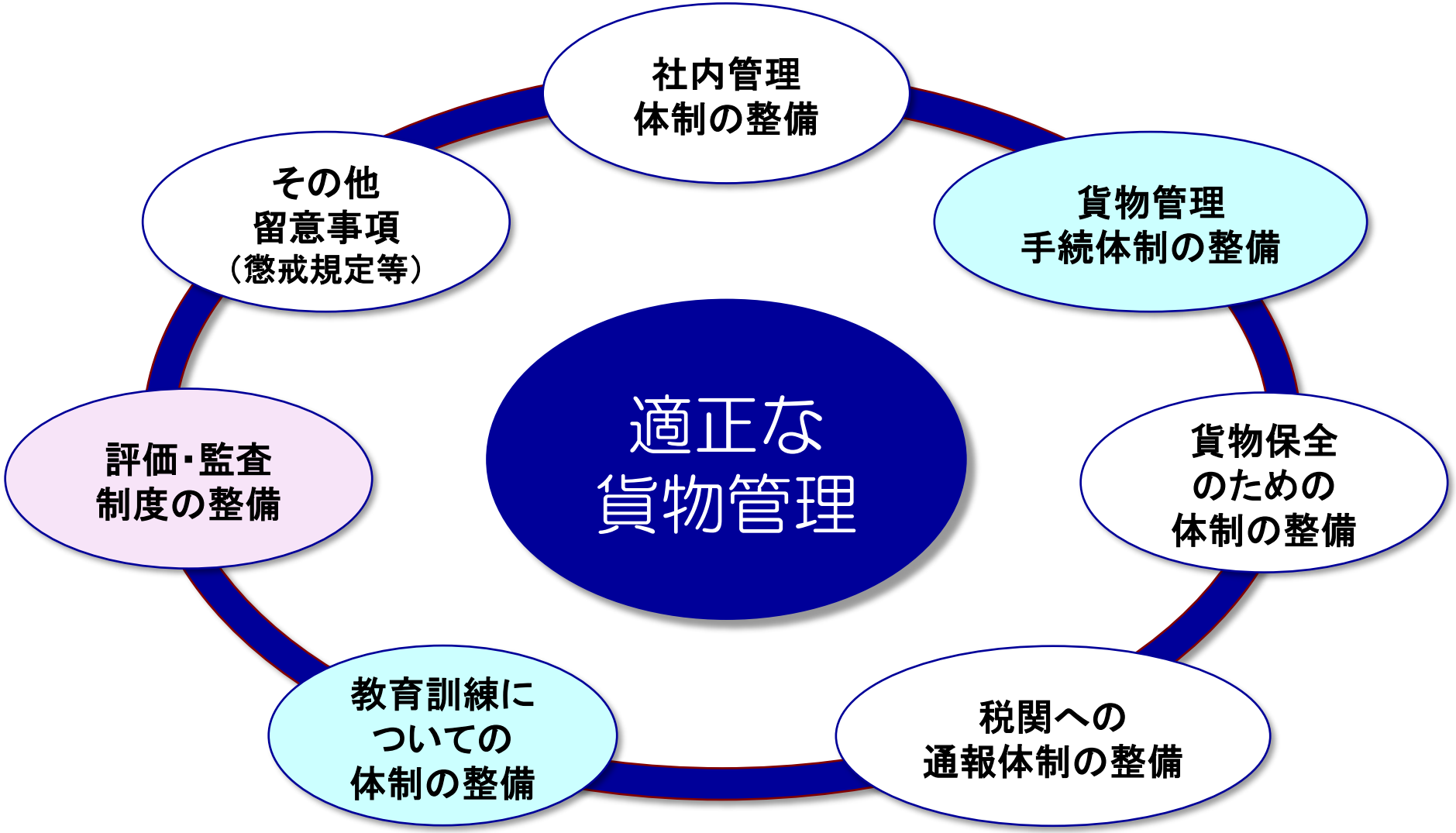

２　貨物管理者（倉主等）と貨物管理

２　貨物管理者（倉主等）と貨物管理①（貨物管理者とは？）

貨物管理者とは

- **自らの名において貨物保管の受寄託契約を荷主と取り交わし、**
- **関税関係法令の各規定を遵守しつつ、**
- **自己の責任により適正な貨物管理（搬出入時の対査、蔵置管理）を行い、**
- **保税台帳に法令が求めている項目を迅速かつ確実に記帳する者**

と言うことができます。

① 許可保税地域（蔵置場、工場、展示場及び総合保税地域）

⇒ 被許可者 ⇒ 貨物管理者

② 指定保税地域

⇒ 貨物を管理する者（法第41条の2） ⇒ 貨物管理者

２　貨物管理者（倉主等）と貨物管理②（貨物管理とは？）

◆　外国貨物を搬入する場合は、ボートノート、保税運送承認書等、搬入関係書類とその貨物との対査確認のうえ、貨物の搬入を行い、その結果を記帳

◆　外国貨物の在庫管理　→　在庫貨物の確認、蔵置期間の確認

◆　外国貨物の取扱い等を行う場合は、必要な税関手続きを行うとともに状況に応じて立会い

◆　貨物の搬出については、荷主からの出庫依頼に基づき、出庫作業予定、荷捌き明細（荷捌き、フォークリフト、配送等の手配）を決定し、デリバリーオーダー、輸入許可書及び保税運送承認書等の搬出関係書類と貨物との対査確認のうえ、貨物の搬出を行い、その結果を記帳

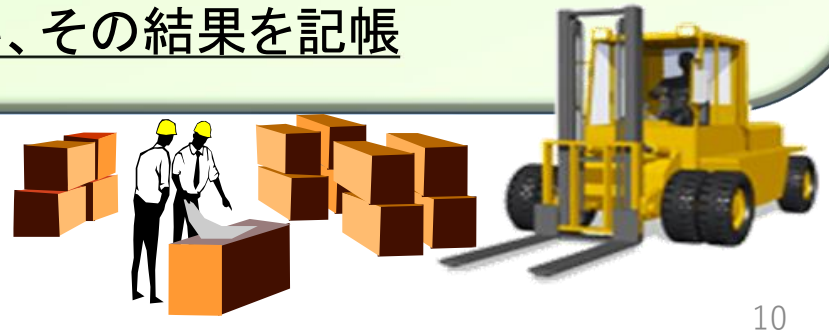

２　貨物管理者（倉主等）と貨物管理③（貨物管理責任者の業務と責任）

貨物に異常があった場合、例えば、搬入時に数量の相違があった場合には、搬入担当者から**貨物管理責任者**へ通報され、貨物管理責任者から**税関**に報告することとなっている保税地域が一般的。

つまり、**貨物管理責任者の行動、資質（保税知識の有無等）**によって、当該保税地域の**貨物管理の適正さが左右される**ことになる。

→貨物管理責任者は、貨物管理の**「要」**であるといえ、その**責任は重大**。

【社内管理規定の整備：基本通達３４の２－９（２）ロ】

◆貨物管理責任者とは

社内管理規定において、倉主等の基本的作業である貨物の搬出入に係る**確実な記帳**のほか、**搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階での貨物の数量、態様等の把握、管理を行う者**と規定

２　貨物管理者（倉主等）と貨物管理④（保税業務社内管理体制組織図）

門司 保税

保税地域名称：
所在地　　：　　TEL：

令和　年　日

社内管理体制	総合責任者	職名		氏名	
	貨物管理責任者	職名		氏名	

	搬入管理	蔵置管理	取扱管理	搬出管理	記帳管理	顧客管理	委託管理
社内管理体制	担当責任者 職　名 氏　名	担当責任者 職　名 氏　名	担当責任者 職　名 氏　名	担当責任者 職　名 氏　名	担当責任者 職　名 氏　名	担当責任者 職　名 氏　名	担当責任者 職　名 氏　名
業務委託	担当責任者 職　名 氏　名 委託内容	担当責任者 職　名 氏　名 委託内容	担当責任者 職　名 氏　名 委託内容	担当責任者 職　名 氏　名 委託内容	担当責任者 職　名 氏　名 委託内容	担当責任者 職　名 氏　名 委託内容	担当責任者 職　名 氏　名 委託内容
貨物管理手続	１ 搬入関係書類と貨物と対査確認を行う。 ２ 貨物の異常、数量の過不足等があった場合には貨物管理責任者へ報告する。	１ 外貨と内貨とが混同しないように区分して蔵置、外貨には「差札」を付する。 ２ 異常があった場合には貨物管理責任者へ報告する。	１ 取扱いを行う場合、立会等を行う。 ２ 取扱者に不審点があった場合は貨物管理責任者へ報告する。	１ 許可書等と貨物との対査確認を行う。 ２ 貨物の異常等があったは貨物管理責任者へ報告する。	１ 貨物の動静を正確に記帳する。 ２ 台帳及び関係書類を適切に保管する。	１ 顧客に関する経営状態、資質及び信用度合いを把握するなど、顧客に対する管理を適切に行う。	１ 委託先従業員に関する資質の把握の把握する. ２ 業務委託に関する適切な指示・監督を行う。

サンプル

内部監査人	職名		氏名		連絡先　税関支署　保税担当部門 TEL：
税関連絡担当者	職名		氏名		

２　貨物管理者（倉主等）と貨物管理⑤（内部監査との関係 ）

総合責任者

改善指示

勧 告

≪監査を受ける側≫

すべての業務が監査の対象

◆貨物の搬出入等に係る確実な記帳

◆搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階における貨物の数量、態様等の把握及び管理等

監 査

≪監査を行う側≫

【内部監査人】

３　内部監査について

３　内部監査について①（内部監査とは）

■内部監査とは
- ◆企業等の組織体の目標達成に対して効果的に役立つことを目的として、
- ◆組織体の諸活動の遂行状況を合法性と効率性の観点から、公正、かつ、客観的な立場で検討・評価し、
- ◆これに基づき、問題となる点等を見出し、特に改善が重要と思われる事項について、組織の自浄作用として助言・勧告を行う組織内の独立した機能

■保税業務に係る内部監査とは
- ◆　保税店社の**保税業務の効果的な運営に役立つこと**を目的とし、
- ◆　適正な保税業務の遂行状況を合法性と効率性の観点から、**公正、かつ、客観的な立場で検討・評価**し、
- ◆　これに基づき、特に改善を重視して**助言・勧告**を行う組織内の**独立**した機能

３　内部監査について②（内部監査の目的）

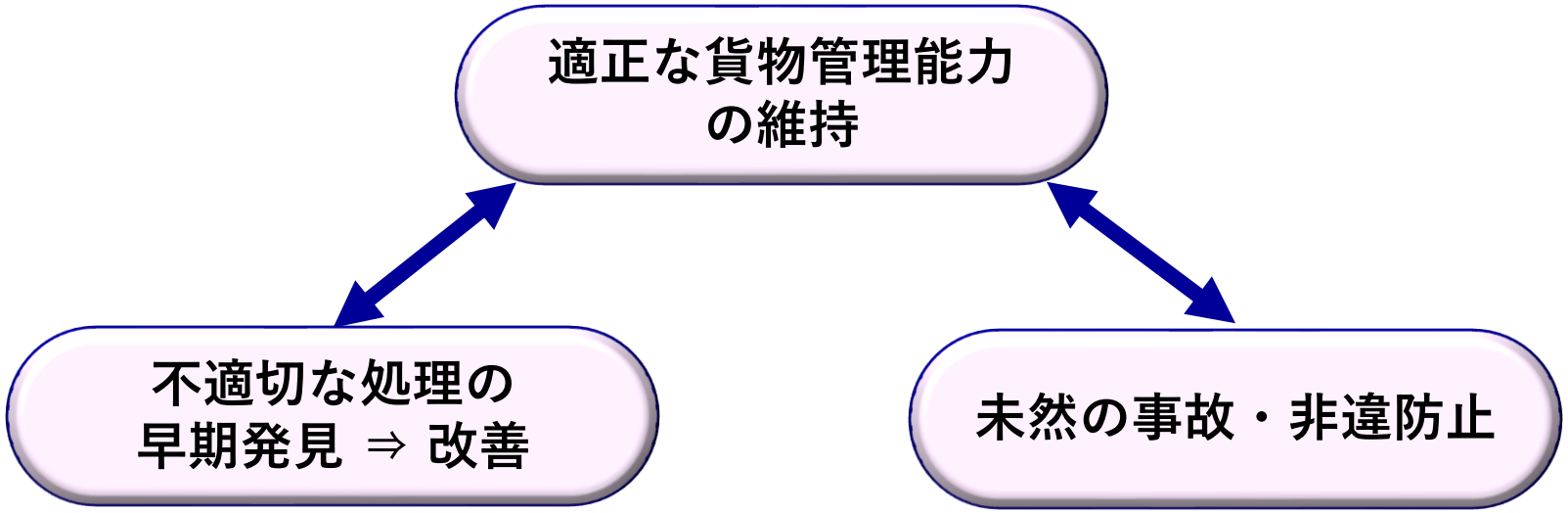

■基本通達34の2－9（社内管理規定の整備）

（7）評価・監査

- 社内管理規定の諸手続きが厳格に遵守され、かつ、実施することを確認するため、
- 内部監査人による定期的評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実効性の評価改善のための勧告を行う体制を整備。
- なお、内部監査人による評価・監査は、**原則として毎年実施**し、評価・監査の都度、その**結果を税関に提出**。

３　内部監査について③（内部監査人について）

■望ましい内部監査人像

- ◆ **社内管理規定等により、権限付与（高い独立性）**
  他からの制約を受けることなく自由に、かつ、公正不偏な態度で客観的に遂行。
- ◆ **保税業務に精通（十分な専門知識）**
  職責を果たすために、十分な知識、技能及び能力を有する必要。
- ◆ **関税法上役職等の限定規定なし**
  会社法等で言う監査役、会計監査人等である必要はない。

■基本通達上の規定

- ◆ **基本通達34の2－9(7)（社内管理規定の整備）**
  内部監査人による評価・監査を**原則、毎年実施し、その結果を税関**に提出。
- ◆ **基本通達34の2－11(2)（保税業務の委託する場合の範囲）**
  総合責任者、貨物管理責任者・・・、内部監査人は**被許可者の従業員**。
- ◆ **基本通達42－11(6)（許可の際に付する条件）(6)**
  内部監査人による評価・監査を原則、毎年実施し、その結果を税関に提出。

３　内部監査について④（監査手法と心構え）

■模範的な監査手法

◆監査計画の作成

・貨物管理の実態把握（貨物の種類、業務量、人員・勤務体制、台帳の種類等）

・CP履行状況の把握（CPの内容及び周知、教育訓練の内容・頻度等）

◆評価基準の作成

・ 効率的な監査のためのチェックリストの活用

◆監査結果の報告とフォローアップ

・総合責任者等の幹部及び受検者への報告並びに税関への報告

・社内でのフォローアップ体制の確立及び的確な改善策等の提言

【有効な監査方法の例】
複数の蔵置場を有している者が事業所相互に監査を行うのは有効な手段の一つです。

■監査人としての心構え

- ☛ **関税法等（記帳義務・倉主責任等）を良く理解しておく必要があります！**
- ☛ **客観的な視点で、馴れ合いではなく、毅然とした態度で臨みます！**
- ☛ **原則、担当者へのヒアリングを行い、質問は「はい」「いいえ」ではない具体的な回答を導きだします。**
- ☛ **NACCS業務は担当者に実施させ、迅速性や正確性で習熟度を確認します！**

NACCS：Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System（輸出入・港湾関連情報処理システム）の略。
入出港する船舶・航空機及び輸出入される貨物について、税関その他の関連行政機関に対する手続き及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステム。
保税を含む税関への各種申請等をオンラインで行うことができる。

４　内部監査のポイント

４　内部監査のポイント①（搬出入管理①）

■搬出入した貨物の実態と提出された書類の内容は一致していますか？

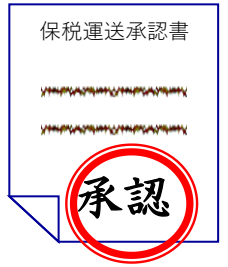

【確認ポイント（例示）】

- 搬入関係書類（保税運送承認書、ボートノート、送り状等）との貨物との対査確認は確実に行われているか。
- 搬出関係書類（輸出入許可書、保税運送承認書等）との貨物との対査確認は確実に行われているか。

担当者に、関係書類のどの部分を見て対査確認しているかを聞くことも効果的です。

■搬出入した貨物の実態に即した適正な記帳が行われていますか？

【確認ポイント（例示）】

- 保税台帳への記帳や NACCSへの登録業務 が社内管理規定に基づき、速やかに処理されているか。
- 保税台帳への記帳や NACCSへの登録業務 を行う際の書類は、確認書類として適正な書類で行われているか。

担当者に、実際のＮＡＣＣＳ業務を行ってもらうことで習熟度の度合が分かり、効果的です！

４　内部監査のポイント②（搬出入管理②）

■CPと実際の搬出入手続きとは一致していますか？

【確認ポイント（例示）】
- 体制組織図、保税業務担当者名簿に記載された担当者により業務が行われているか。
- 責任者は、担当者が社内管理規定どおり手続きを行っているかを確認しているか。

・担当者が変更した後に不適切な処理に至る場合が多いので、変更後の事務処理状況は特に注意してください。

■搬出入の実態に即した適正な記帳を行うためにどのような措置を講じていますか。
また、その措置は効果的ですか？

【確認ポイント（例示）】
- 担当者に具体的な書類を提示させ、又は記帳を実施させて習熟度を判断。

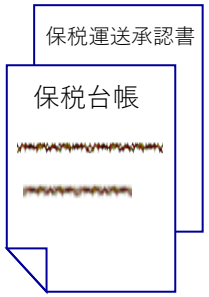

■CPと実際の搬出入手続きを一致させるためにどの様な措置を講じていますか。
また、その措置は効果的ですか？

【確認ポイント（例示）】
- 担当者にCPの内容を質問し、CPの保管場所やCPのどこにどのように記載しているかをヒアリングのうえ、習熟度を確認。

４　内部監査のポイント③（在庫管理①）

■帳簿上の在庫数量と実際の在庫数量が一致していますか？

現場での実在庫の確認が重要です。

【確認ポイント（例示）】

- 貨物在庫状況照会（IWS）による在庫と現物在庫は一致しているか。（NACCS参加保税地域）
- 記録簿等により、定期的に在庫確認を行っている資料は保存しているか。

■長期蔵置貨物について管理等が適正に行われていますか？

「蔵入承認（ＩＳ）」の期間は通算されるので注意が必要です！

【確認ポイント（例示）】

- 長期蔵置貨物の意味を理解しているか。
  （指定保税地域と保税蔵置場の違いなど）
- 長期蔵置となった場合の保税手続きは適正にとられているか。
- 蔵置期間等を定期的に管理する方策がとられているか。
- 蔵入承認（IS）の意味を理解されているか。

ＩＷＳ：貨物在庫状況照会-ＮＡＣＣＳの業務コード
ＩＳ： Import for Storage（蔵入承認）保税蔵置場に外国貨物を入れた日から３月を超えて当該貨物を置こうとする場合には、税関長に申告し、その承認を受けなければならない。

４　内部監査のポイント④（在庫管理②）

在庫管理に限らず、責任者による確認は、大事なことです。担当者まかせにしない。
それが非違・事故などリスク回避の第一歩です。

■CPと実際の在庫管理手続が一致していますか？

【確認ポイント（例示）】
- 体制組織図、保税業務担当者名簿に記載された担当者により業務が行われてるか。
- 責任者は、担当者が社内管理規定どおり手続きを行っているかを確認しているか。

■CPと実際の在庫管理手続きを一致させるためにどの様な措置を講じていますか？
また、その措置は効果的ですか？

【確認ポイント（例示）】
- 担当者にCPの内容を質問し、CPの保管場所やCPのどこにどのように記載しているかをヒアリングのうえ、認識度を確認。
- 月末に棚卸しを行っているか、また、その際の記録は保管しているかを確認。

４　内部監査のポイント⑤（蔵置管理①）

■　保税地域以外の場所に貨物が蔵置されていないですか？

【確認ポイント（例示）】

- 担当者及び委託先従業者が保税地域のエリアを認識しているか。
- 保税地域のエリアが明確に判る措置（表示、線引き等）がとられているか。

保税地域のエリアを知らずに、保税地域外に外国貨物を移動させた事案も過去に発生していますので注意願います。

■　貨物が適正に区分蔵置されていますか？
また、貨物のはい付、さし札等が的確に励行されていますか？

【確認方法（例示）】

- 輸出貨物と輸入貨物は区分して蔵置されているか。
- 貨物の表示（さし札）がわかりやすく、なされているか。
- 危険品、高価格品の保管状況は万全であるか。

「さし札」の内容が十分か確認願います（基本通達３４の２-６）。
蔵置場では貨物の種類が限定されていますので、例えば、危険品が含まれていない場合は、事前に「蔵置貨物の種類変更届」の提出が必要となりますので留意願います。

4　内部監査のポイント⑥（蔵置管理②）

■CPと実際の蔵置管理手続が一致していますか？

【確認ポイント（例示）】

- 体制組織図、保税業務担当者名簿に記載された担当者により業務が行われているか。
- 責任者は、担当者が社内管理規定どおり手続きを行っているかを確認しているか。

■CPに基づき外国貨物の亡失等を防止し、適正な保全を図るためにどの様な措置を講じていますか。また、当該措置は効果的ですか？

- 施設の種類（建屋、野積場等）によって、保全体制は相違する場合があるので、不明な場合は、税関へ相談ください。
- 盗難は亡失に該当し、関税を納付する義務が生じますのでご注意ください。

【確認ポイント（例示）】

- 施設面、人的配置の観点から、保全体制は十分か。
- 体制組織図、保税業務担当者名簿に記載された担当者により業務が行われているか。
  （変更があった場合には税関に提出しているか。）
- 責任者は、担当者が社内管理規定どおり手続きを行っているかを確認しているか。

４　内部監査のポイント⑦（記帳管理）①

■帳簿に必要事項が記載されていますか？

【確認ポイント（例示）】

・ 関税法施行令第29条の2に規定されている記帳項目が記載されているか。

≪NACCS民間管理資料による保税台帳の場合≫

・ 配信データの担当者は、確認簿等を定め、取得忘れの防止に努めているか。

・ 配信データの取出状況を責任者が定期的に確認しているか。
また、保存データがCPに決められたとおりに保存されているかを確認しているか。

・ 蔵入承認（IS）、ﾏﾆｭｱﾙ申告等、NACCS管理資料に反映されないものについて、マニュアル管理台帳の記帳管理は適正に行われているか。

☛ NACCS管理資料又はその他自社システムの電磁的記録を保税台帳とする場合においては、基本通達34の2-4（2）による**税関への届出が必要**ですので留意願います。

☛ BIA（搬入確認登録）、BOC（搬出確認登録）等、各NACCS業務を的確に登録しないとNACCS管理資料に反映しない場合がありますので、貨物の動きに合わせて、適時・適切なNACCS業務を行っていただくようお願いします。

ＢＩＡ：搬入確認登録-ＮＡＣＣＳの業務コード
ＢＯＣ：搬出確認登録-ＮＡＣＣＳの業務コード

4　内部監査のポイント⑧（記帳管理）②

■輸出入許可書、保税運送承認書等、
**　又はその写しが整理・保存されていますか？**

関係文書は、保管している場所に赴き、必ず、現物を確認してください。

【確認ポイント（例示）】

・　必要な書類は保存されているか。また、保存期間は適切か。

■CPと記帳手続が一致していますか？

【確認ポイント（例示）】

・　体制組織図、保税業務担当者名簿に記載された担当者により業務が行われているか。

・　責任者は、担当者が社内管理規定どおり手続きを行っているかを確認しているか。

■記帳の重要性

　関税法では、貨物管理者に、貨物の搬出入及び取扱等の状況の事実を明確に記帳することを義務付けし、これによって、貨物の状況が明らかとなり、同法の予定する適正な貨物管理を確保しうるものであり、**「自主管理の根幹」**となっています。

4　内部監査のポイント⑨（通報体制・教育訓練①）

■通報体制の履行状況は適正に行われていますか？

休日における税関への通報先も忘れずに！

【確認ポイント（例示）】

- 税関、その他関係機関との連絡手順及び体制の更新は適切にされているか。
- 社内、業務委託先との連絡体制についての更新も適切にされているか。
- 責任者不在時の対応マニュアルが整備されているか。

■従業員（委託先を含む）に対する社内研修は十分に実施されていますか？
また、その結果は責任者に報告されていますか？

研修実施報告書

【確認ポイント（例示）】

- 部内研修の開催結果を記録として保存されているか。
- 部外研修等への参加記録を残しているか？また、その内容が社内等で共有されているか。
- 関係法令や通達等の改正に伴い、社内管理規定等を遅滞なく改定しているか。

４　内部監査のポイント⑩（通報体制・教育訓練②）

■貨物の入出庫・保管等について社内部門間の相互牽制・責任体制は十分ですか？

【確認ポイント（例示）】

・　社内部門間の連絡体制は、社内管理規定等に基づいて適正に運用されているか。

■税関による業務検査又は内部監査時に受けた指導・指摘事項が社内全般に波及し、遵守されていますか？

【確認ポイント（例示）】

・　定例ミーティングの機会等を利用し、周知徹底が図られているか。

特に、税関による業務検査時の指摘・指示事項について、迅速かつ的確に改善されているかを確認願います！

4　内部監査のポイント⑪（その他①）

■貨物の取扱い等が許可の内容どおり適正に行われていますか？

【確認ポイント（例示）】

- 貨物の取扱い等は、担当者自ら行うか、又は、立ち会っているか。
- 貨物の取扱いに際し、貨物の異常を確認した場合、速やかに責任者や税関に報告されているか。
- 不適正な税関手続等があった場合には総合責任者に報告がなされているか。

特に、荷主による内容点検や見本一時持出の際には、事前に税関へ通報していただくようお願いしています。

■問題となる業務委託はないですか？

契約内容、期間を確認することも大事と思います。

【確認ポイント（例示）】

- 委託業務の範囲、責任等を明確に定めた委託契約を締結しているか。
- 業務委託先の業務遂行能力、組織等に問題がないことを確認しているか。
- 保税地域の責任者又は担当者は、受託貨物の性状、取扱注意事項等を把握しているか。

4　内部監査のポイント⑫（その他②）

■税関業務担当者が必要とする法令等の知識及び記帳能力は十分ですか？

【確認ポイント（例示）】

- 各保税担当者等に役割に見合った知識を持たせるための研修を行っているか。
- 関税六法、基本通達等必要な執務参考図書が整備され、有効に活用されているか。
- NACCS又は自社システム等の貨物管理システムの操作資料、手順書が配備され、有効に活用されているか。

■許可条件に記載されている保税の手続は適切に行われていますか？

【確認ポイント（例示）】

- 法人の名称、役員及び主要従業者等の変更届は遅滞なく提出しているか。
- 内部監査の結果を税関に提出しているか。

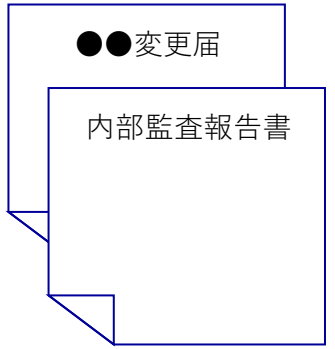

５　非違・指摘事項

５　非違・指摘事項①（内部監査における指摘事項の改善確認①）

◆ 内部監査後において、指摘事項や改善要求を放置した場合は、貨物管理上、重大な事故（＝非違）が発生する可能性が高くなります！

◆ 指摘事項や改善要求は、各責任者及び保税担当者に直ぐに伝達して情報を共有し、問題点を速やかに解消（＝非違の防止）するよう要求するとともに、検討された対応策を内部監査人がきちんと確認することが大切です！

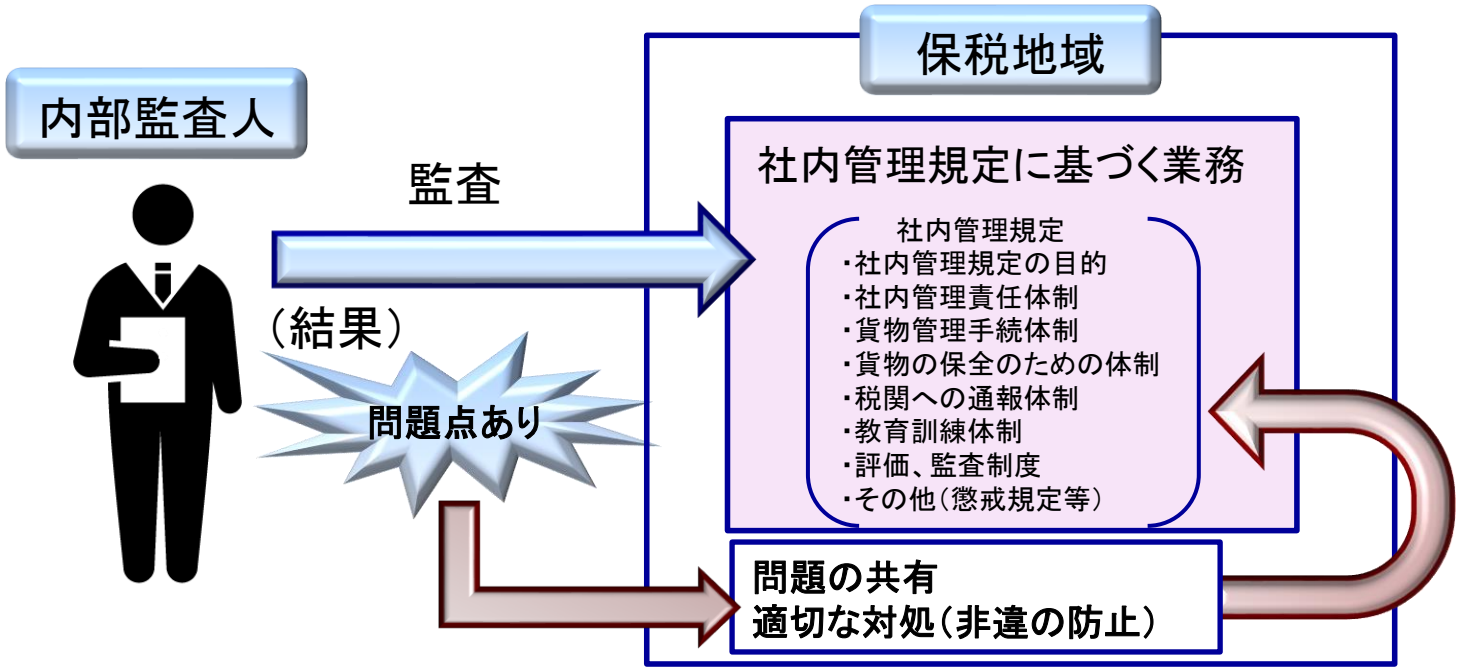

５　非違・指摘事項②（内部監査における指摘事項の改善確認②）

- ☑ 保税業務に携わっている者（貨物管理責任者等）が内部監査人となっていた。
- ☑ 内部監査チェックリストが業務実態に対応していないものを使用していた。
- ☑ 従業員への研修・教育が実施されていなかった。
- ☑ 内部監査で改善指示があったにも関わらず、改善・見直しがなされていなかった。
- ☑ 内部監査人による評価・監査を毎年実施し、その結果を税関に提出していなかった。

５　非違・指摘事項③（非違発生の要因）

「非違」とは「法の規定に違反する行為」（具体的には）

・禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと

・税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること

☑ ***人は間違いをします***。保税業務も例外ではありません。
実際、「非違」のほとんどはヒューマンエラーです。
具体的には、担当者における***「知識不足」「思い込み」「引継不十分」***
がほとんどです。 つまり、**基本動作の不徹底**が最大の要因です。

防止策

☛ 貨物管理の「要」である「**貨物管理責任者**」が各段階において、**適正かつ確実に関与すること**が大事。

☛ **充実した社内研修・教育を継続的に行うこと**が有効。

☛ **厳正な内部監査の実施**が重要。

５　非違・指摘事項④（2023年　非違件数及び態様）

非違件数

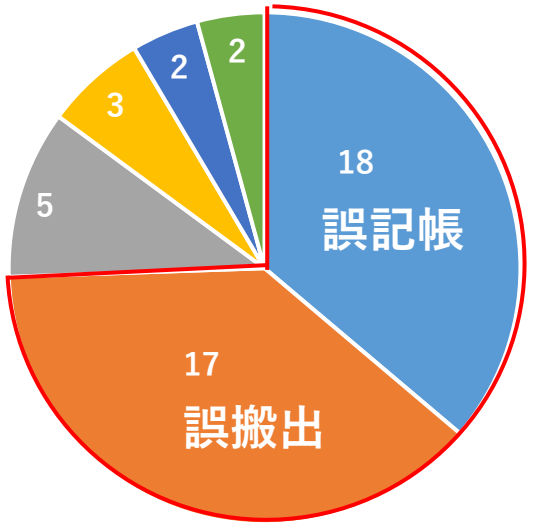

- **35件　記帳義務違反**
- 5件　保税地域以外の場所に蔵置（エリアの確認不足）
- 3件　IS承認（延長）忘れ（在庫管理不足）
- 2件　工事届（未提出）
- 2件　見本持出の未許可

担当者の「思い込み」「確認・連絡ミス」による誤記帳、誤搬出

発見の端緒

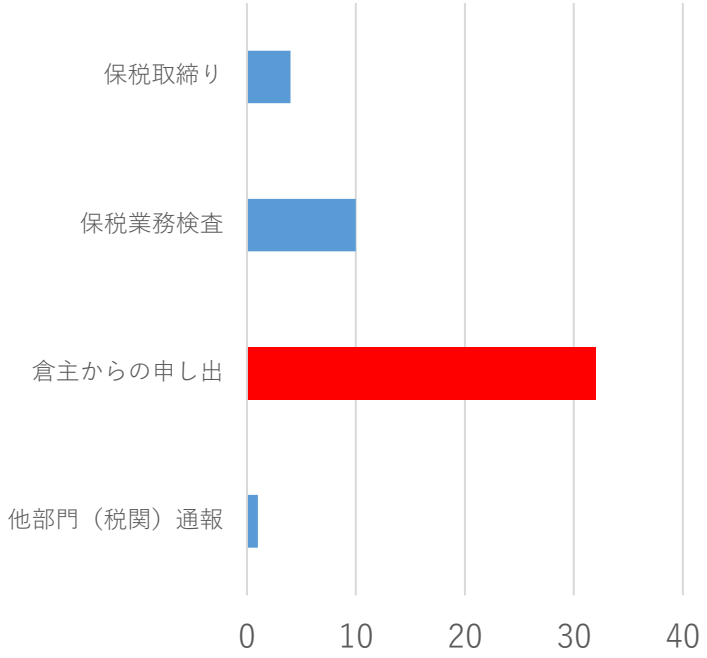

倉主からの申し出が32件

５　非違・指摘事項⑤（非違事例（誤記帳・記帳漏れ）

事例1）

☞　NACCS管理資料は取得していたが、見本持出確認登録業務（MHO：搬出日登録）を怠っていた。

事例2）

☞　輸出許可済貨物をコンテナに積込み、搬出作業を終了したとして記帳を行ったが、数日後、当該貨物の輸出者より「到着貨物が不足している。」旨連絡があり、担当者が在庫確認を実施したところ、同貨物の一部の残置を確認した。

事例3）

☞　担当者が長期休暇中であったため、NACCS管理資料の取得を失念していた。
貨物管理責任者もCPどおり取得 チェックを行っていなかった。

- 見本の持出し日（搬出日）は記帳項目の一つ。見本持出確認登録業務（MHO）漏れがないか。
- 在庫確認をどのように行っているか。関係資料（実在庫）と保税台帳があっているか。
- NACCS管理資料は確実に取得しているか。取得簿などで二重チェックしているか。

５　非違・指摘事項⑥（非違事例（誤搬出））

事例1）

☞　貨物搬入後に、輸入通関貨物と積戻貨物に仕分け（差し札貼付）した上で区分蔵置した。その際、積戻貨物の１パレットだけ差し札を貼り間違えており、輸入通関済となった貨物を搬出する際、差し札を貼り間違えていた１パレットも同時に搬出した。

事例2）

☞　現場作業員が、食品見本検査から１０日以上が過ぎていた貨物を、輸入許可になっているものと勝手に思い込み、本来は保税担当者に輸入許可になっているか確認の上、出荷指示をすべきところ、その確認を行うことなく出荷指示を行い貨物が搬出された。

- 関係書類と貨物を確実に対査確認を行っているか。
- 各担当者が業務手順どおりに業務を行っているか。

本日のまとめ

１　自主管理制度と社内管理規定（CP）

☛　自主管理制度の基本的な考え方　～　CPの目的・概要

２　貨物管理者と貨物管理

☛　貨物管理者とは　～　内部監査との関係

３　内部監査について

☛　公正、かつ、客観的な立場で検討・評価し、問題点等を見出し、改善について、助言・勧告を行う独立した機能
☛　内部監査は、原則として毎年実施し、評価・監査の都度、その結果を税関に提出
☛　内部監査人（被許可者の従業員であること・権限付与・役職等規定なし・保税業務に精通）
☛　関税法等の理解（記帳義務・倉主責任等）、ＣＰ（社内管理規定）の把握
　保税業務の実態を把握（作業手順、管理体制等）、監査項目チェックリストの作成・改定（重点項目の設定等）
☛　監査人としての心構え：客観的な視点で、馴れ合いではなく、毅然とした態度で！
☛　改善を放置した場合は、貨物管理上の重大な事故（＝非違）が発生する可能性が高くなります！
☛　指摘事項や改善要求は、各責任者及び保税担当者に直ぐに伝達して情報を共有し、問題点を速やかに解消（⇒非違の防止）するよう要求する！⇒検討された対応策を内部監査人がきちんと確認することが大切です！

４　内部監査のポイント

☛　各監査ポイントについて、不適切な扱いがあれば、具体的に指摘し、会社全体で改善に取り組むことが重要！

税関からのお願い

税関は
☛テロ水際対策の強化
☛覚醒剤等密輸阻止
に全力で取り組んでいます！

些細なことでも構いません。
皆様からの情報提供を
お待ちしております！

門司 保税

ご清聴ありがとうございました

カスタムくん